

議案第73号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成25年12月2日提出

三田市長 竹内英昭

## 三田市条例第 号

### 三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業使用料及び手数料条例（昭和47年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部特別室の項中「18,900円」を「18,000円」に、「21,000円」を「20,000円」に改め、同部個室（A）の項中「11,550円」を「11,000円」に、「13,650円」を「13,000円」に改め、同部個室（B）の項中「8,400円」を「8,000円」に、「9,450円」を「9,000円」に改め、同部初診時特定療養費の項中「2,100円」を「2,000円」に改め、同部人間ドックの項中「42,000円」を「40,000円」に改め、同表手数料の部診断書、証明書その他これらに類する文書料の項中「4,200円」を「4,000円」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 3 分べん介助料、駐車場使用料及び診察券の再発行手数料を除き、上記に掲げる額と同額に係る消費税法第29条の規定による税額並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市民病院事業使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。